

座談会



IFRS財団評議員会 Michel Prada議長に訊く — IFRS財団の活動と3つの会計基準が 併存する資本市場の課題 —



後列左から、中村 進氏、関根愛子氏、木下俊男氏
前列左から、Mark Byatt氏、Michel Prada氏、山崎彰三氏、Yael Alomog氏

IFRS財団評議員会議長 Michel Prada

IFRS財団エグゼクティブ・ディレクター Yael Almog

IFRS財団広報国際担当部長 Mark Byatt

日本公認会計士協会会長 やまざき しょうぞう 山崎 彰三

日本公認会計士協会副会長 せきね あいこ 関根 愛子

日本公認会計士協会専務理事 きのした としお 木下 俊男

公認会計士 なかむら すすむ 中村 進

本誌では、2012年6月、IFRS財団評議員会のPrada議長の来日にあわせ、座談会を開催した。

Prada議長は、座談会に先立つ会議で、以下のメッセージを強調していた。

- 日本基準、米国会計基準（USGAAP）、国際財務報告基準（IFRS）と3つの会計基準が1つの資本市場で併存することは問題である。
- 米国の決定は重要ではあるが、各国は自由に意思決定することができる。米国が決めないからと言って、IFRS適用の意思決定が下せないわけではない。
- 日本が完全にIFRSをアドプションすることを期待する。アドプションというゴールをできるだけ早く達成することが重要である。

そこで、座談会では、プラダ議長に、IFRS財団の活動の最新動向を伺うとともに、上記メッセージについて深く掘り下げてお話いただいた。

今後、IFRS対応において日本が進むべき方向を探る意味でも、是非ご一読いただきたい。

I はじめに

山崎 本日はお忙しい中、お時間を割いていただき、ありがとうございました。日本における国際財務報告基準（IFRS）に焦点を当てて話を進めたいと思います。また、IFRSに関するご意見又は日本に対するご提言などございましたら、お聞かせいただきたいと思います。

まず、IFRSに関する日本公認会計士協会（以下「当協会」という。）の歴史についてお話したいと思います。ご存知のとおり、当協会は国際会計基準委員会（IASC）の創設メンバーであり、以来、長年にわたり関わってきました。かれこれ40年近くになると思います。もうお亡くなりになりましたが、当協会の古参の会員でもあった白鳥栄一氏が一時期、IASC議長を務めておりました。当時、証券監督者国際機構（IOSCO）は必ずしも好意的ではありませんでしたが、白鳥氏は激論の末、IASCを認めさせました。

日本では、現在の会計基準設定主体である企業会計基準委員会（ASBJ）が2000年に設立されました。それ以前は政府が主体で、当時は大蔵省（現、金融庁）の企業会計審議会が会計基準を設定する公式の場になっていました。2000年当時、旧制度では専門的にも、資金的にも、人的にも、新たに発足した国際会計基準審議会（IASB）やIFRSの動きについていけないということで、民間部門の会計基準設定主体としてASBJが設立されたのです。そして、この10年間ずっと、IFRSとIASBの発展を支えてきました。

現在、IFRS財団評議員会の副議

長を藤沼亜起氏が務めていますが、彼は、2期前に当協会の会長を務めていました。藤沼氏は、かつて国際会計士連盟（IFAC）会長も務め、現在は当協会の相談役です。

2005年にIFRSが欧州で導入されたときには、我が国でも大変真剣な議論がなされました。そして、日本社会に対して数々の提言を行ってきました。

現在、IFRSのアドプションを躊躇する動きが一部にあります。これはいつものことだというのが私の見解です。つまり、日本は何か新しいことをするとき、いつも最初は逡巡しますが、いったん決まってしまうと、新たな組織あるいは基準を推進する最も建設的なメンバーになると思います。しばらく時間はかかると思いますが、最終的には、IFRS、IASB、そして評議員会の強力なサポーターになると思います。

II 欧州の現状

山崎 さて、最初の質問は、新政権下でフランスは変わるのか、新大統領は欧州におけるIFRSの位置付けにどのような影響を及ぼすのかについて、お伺いしたいと思います。

Michel Prada 1人のフランス人として、個人的な見解を述べさせていただきます。

François Hollande氏は社会党の元党首ですが、社会民主主義者であり、これは政治的には多数派ということです。彼は、金融経済問題にきわめて合理的に対処すると思います。フランスでは、経済危機の後に政権交代のあったほとんどの国と同じ状況が起きています。

実のところ、Hollande大統領が

IFRSに関する問題を認識しているかどうかさえ分かりません。しかし、欧州規制市場の上場企業についての財務報告の方針は、EUレベルで意思決定されています。つまり、EUレベルで決定し、適用されたことについて、今になって、国レベルで変更することはあり得ません。欧州規制市場の外では、各国が非上場企業について自国の財務報告制度をいまだに決定することができるのです。したがって、必ずしも広く認識されていないのですが、欧州においても、上場企業に適用されない各国の国内基準にばらつきがあります。つまり、2005年まで欧州はある意味において先頭を走っていましたが、私の見立てでは、全体的なアドプションについては少し遅れているように思います。フランスの新政権が現時点で、こうしたIFRSに向けた動きを批判するとはとても思えません。もはや重要課題ではないのです。経済界はIFRSの妥当性を既に理解しています。日本や中国、そして、どの国でもそうであるように、懸念はあったかもしれませんが、これまでの習慣を変えなければならなかったからです。しかし、今日、IFRSはいとも容易に適用されています。

なぜこんなことをお話するかというと、会計基準の変更とその複雑さやコストについて企業経営者がしばしば懸念を表明していることを見聞きしているからです。欧州は2005年にIFRSに移行しましたが、私は今日この場で、その作業は決して困難ではなかったと宣言することができます。当時、私は証券規制当局におりましたが、正直なところ、私たちは大変神経質になっていました。IFRSへの移行で会計が大きく変わ

るのではないか、市場で大きな困難が起きるのではないか、作業が遅れている企業はどうなるのか、間に合わないのではないかなど、さまざまなことを心配しました。ちなみにIFRSへの移行が正式に決まったのが2002年、全面適用が2005年ですので、3年間、正確には3年に満たないうちに移行しており、きわめて順調でした。

Ⅲ 米国、中国、インドの動向

1 米国

関根 次に、米国について見解をお伺いしたいと思います。昨年12月、私を含めた企業会計審議会メンバーが米国に行き、米国証券取引委員会（SEC）と米国財務会計基準審議会（FASB）を訪問してきました。SECでは、Schapiro委員長とはお目にかかれませんでした。SEC委員の1人と主任会計士他のSECスタッフに会い、グローバルな基準の設定に米国が大変前向きであるという印象を持ちました。しかし、一方で、FASBも含め、基準の適用とガイダンスについては懸念があるようでしたので、何が起きているのか、現状はどうなっているのか心配になり、お伺いする次第です。

Prada 米国は、私たちと同じ長期的目標を掲げていると思います。そうでなければ、G20の共同声明（コミュニケ）に署名したり、グローバルな会計基準実現に向けた意思を表明したりはしないだろうと思います。グローバルな基準など必要なく、米国会計基準（USGAAP）で十分なので別の基準は要らないと言っていたはずですが、米国は国際的な基準に向けて少しずつ進化させようと努



国際財務報告基準（IFRS）財団
評議員会議長

Michel Prada氏

力してきました。私たちは、米国の懸念、そしてそれが国際戦略に則ったものであるということを明確に理解しなければなりません。

米国は世界最大の経済大国です。米国市場の時価総額は全世界の市場の時価総額の約3分の1を占め、世界の全上場企業の50%超が米国市場で上場しています。米国当局にとって、米国内の関心はきわめて重要なのです。米国と努力をともにした者たちにとっても同様です。私たちはIOSCOで米国とともに働きましたが、米国で国際問題を担当している人々と日常的に米国人と向き合っている人々とは、常に、何らかの見解の相違があります。この種の緊張あるいは矛盾は、国内問題を担当する人々の考える優先順序と国際的な動きやグローバル化に尽力する人々が描く構想の間に常に存在するものです。米国財務省やSEC、米国公認会計士協会（AICPA）には、グローバル化やIFRSのアドプシオンに向けて必死に頑張っている人々が大勢います。

したがって、私は、米国の主要な指導者たちはこの方向に突き進もうとしていると確信しています。ただ、

経過措置に対処しなければならないということです。

また、米国は自由な経済で自発性を発揮しやすい国ですが、その一方で、何かを規制するとなると、細かいところまで規制しようとしています。USGAAPもその一例です。USGAAPは綿密な枠組みで、米国企業に厳格な枠組みと定型に基づく報告を求めますが、これはある意味、企業にとっては楽なことでもあります。なぜなら、適切に項目にチェックしておけば、どの当局からも文句をつけられずに済むからです。こうした米国企業が日常的に行っている制度から、より原則主義的で判断が大きな役割を果たす制度に移行し、法律上、あまり楽ではない立場に立ち、自ら選択し、その理由を当局にきちんと説明しなければならなくなります。これは判断力が問われる仕事で、決して容易なことではありません。

ここでも、進化に対する意識が高い人々は積極的ですが、チェックマークを付けるだけの方が楽と考える人々が大勢いるのです。私たちはこうした矛盾に対処しなければならないのです。

そして、米国には基準設定と執行に関するしっかりとした制度が存在します。これはすべての国々にみられるわけではありません。したがって、この緻密に構築された制度から、基準の適用や執行の問題に関する仕組みが必ずしも完全に整備されていない原則主義的な制度に移行するに当たっては、どうしても「しばらく様子を見た方がいいのではないか」ということになりがちです。「米国の基準設定主体との関係をもっと整理するべきではないか」、「FASBは今後どういう役割を果たすことにな

るのか」という疑問が出てくるのです。

今日、欧州には、欧州の基準設定主体は存在しません。欧州委員会(EC)に行って「なぜ各国基準設定主体で団体を作らないのか」と尋ねれば、「それは面白い考えと思うが、IASBという基準設定主体があるので欧州の基準設定主体は必要ない」という答えが返ってくるでしょう。

米国は、明らかに異なる立場をとっています。私は、グローバルな基準の設定、基準のエンドースメントと適用との整合性ある形でFASBが何らかの役割を果たす方法を探るのはさほど難しくないと考えています。

欧州には基準設定主体が存在しないと申し上げましたが、国家主権の観点から、欧州の利益を害すると判断されることが起きた場合は、重要な「遮断器」としてエンドースメント・プロセスを有するという原則を留保しています。

ただ、この重要性を最小限に評価させてください。なぜなら、カーブアウトが使われたのは1度だけで、欧州に認められた大きな例外とみられています。この大きな例外は実際にはなきに等しいものだからです。カーブアウトは、政治的決定で導入され、選択肢を提供するものでしたが、その選択肢はほぼ使われていないのです。したがって、現実には、原則の問題として欧州が「これについてはIFRSに同意できないのでカーブアウトする」という可能性があるということなのです。米国が同様の措置を求めるのは理解できますが、現実においても、実際の観点からみても、何の意味もないのです。

したがって、米国の仲間たちと、あらゆる制約を調和させ、前進する

方法をいかに見出していくかが私たちの目下の課題です。どういう決定がなされるかは分かりません。私は、1月に就任して以来、SECのMary Schapiro委員長と委員各位、Paul Volcker氏、その他多くの人々にお目にかかりましたが、こうした方々やスタッフから聞いたところ、現在、スタッフが報告書を作成しているとのこと。現時点ではまだ完成していませんがほぼ作業は終了し、間もなく仕上がるとのこと。

さらに、この件を委員会に提出するか否かはSEC委員長の判断に委ねられています。米国の仕組みでは、委員長が提示した問題は、5名の委員で構成される委員会では検討されません。いずれ近いうちにSchapiro SEC委員長にお目にかかることになると思います。彼女がどうするかは分かりませんが、私としては、経過措置と国内問題に対処する何らかの取決めを含んだ前向きの報告書が出てきて、Schapiro委員長が委員の承認を得るべく委員会に提出するという展開になってほしいと思っています。

2月にSECの委員各位にお目にかかったときは、全体として前向きな感触を得ました。これはあくまでも希望であって、確実にそうなるということではありません。それに、米国で大統領選が前面に出てくる時期と重なります。重要な意思決定は先延ばしにされるかもしれません。ですから、選挙前に決定が下されることを祈りましょう。

Yael Almog 米国の前向きな姿勢を示すもう1つの兆候は、基準設定に係る組織に対する関心の高さです。私たちは、彼らが私たちの組織の一員になりたい現れとして前向きにとらえています。



IFRS財団エグゼクティブ・ディレクター Yael Almog氏

また、IOSCOにおいても、IFRSに関する議論は多くの場合、SECのスタッフが先導しています。彼らは、IFRS財団のディスカッションペーパー、公開草案についてIOSCOが意見を述べるときに参加することによって、IFRSにおける専門的な能力を準備しているような印象を受けることが多々あります。SECの主任会計士室はIFRSの専門的な問題に深く関わっているのです。米国市場の時価総額の約10%を占める企業がIFRSに基づく財務報告を行っているという調査結果を読みましたが、おそらく、それだけでなく将来に向けた準備だと思えます。これは大変好ましい兆候です。時間的なコミットメントはありませんが、物事がどちらの方向に進もうとしているかは分かります。

Mark Byatt 実によい指摘だと思います。外国企業に対してIFRSに基づく財務報告を認める決定がなされ、カナダがIFRSのアドプションに踏み切ったことから、今日では100を超える米国市場上場企業がIFRSに基づいて財務報告を行っています。

また、先ほどMichelから、米国の企業にとっての快適度について重要

な指摘がありました。これはどこでも同じだと思います。日本でもUSGAAPに基づいて財務報告を行っている企業がありますが、過去数年間のコンバージェンス・プロジェクトの結果、USGAAPとIFRSの原則は大きく変更されます。原則主義に基づくアプローチがUSGAAPにも取り入れられることとなります。コンバージェンス・プロジェクトの残りの部分が進むにつれ、かつて存在していたかもしれないUSGAAPの安定性が必ずしも存在なくなります。変更はかなりの時間をかけて実施されるでしょう。問題は、一気にIFRSに変更するのか、それともまずコンバージェンス後の新基準に変更して、再度IFRSに変更するという二段階で変更するのかということです。

2 中国・インド

関根 中国にもいらしたそうですが、中国の状況はいかがでしょうか。



日本公認会計士協会副会長

関根愛子氏

Prada 中国については、とても励まされる訪問となりました。日本の仲間の何名かにも、私なりに解釈した中国での議論の内容をお伝えする機会がありました。

基本的に、中国はIFRSを支持しており、基準設定という観点からも、

IFRSの適用を検討しているようです。現時点ではIFRSの文字どおりの全面的な適用に踏み切っていないこと、彼らのいうところの「継続的なコンバージェンス・プロセス」を念頭に置いているとの説明がありました。この場合の「コンバージェンス・プロセス」は、IFRSとUSGAAPの間のコンバージェンス・プロセスとは異なるものです。USGAAPとIFRSのコンバージェンス・プロセスではさまざまな異なる意見があるが、彼らとしては差異を最小限にとどめたいと考えていること、そして、一部については同意できず、現行のやり方を変えたくない箇所があることについて説明を受けました。

私は専門家ではないのですが、基準設定という観点からすると、中国はIFRSの考えを採用し、IFRSを中国の会計基準で適用するというのが彼らの言い分なのです。もしそうであるなら、なぜ中国の会計基準が必要なのか、なぜIFRSではだめなのかと聞いてみたところ、面白い説明が返ってきました。中国からすると、単にIFRSを中国語に翻訳したものをを使うのは容易でないということです。中国の会計士や財務諸表作成者にとって使い勝手がよいものにするには、何らかの翻訳、解釈、適用プロセスを定める必要があるということです。

もちろん彼らの主張にも一理あります。私は知らなかったのですが、中国では上場企業の枠をはるかに超えて適用しようとしています。中国の会計基準は、中規模企業も含め膨大な数の企業に適用されているのです。欧州では、EU規制市場に上場している企業の連結財務諸表のみが上場及び市場機能維持のためにIFRSを適用し、中小企業など数多

くの国内企業には国内基準が適用されますが、中国ではそうではなく、IFRSがより広範に適用されているのです。

彼らは、国際社会は中国の現実を本当の意味で理解しておらず、過去10年間に中国が取り組んできた、IFRSのアドプションにほかならない「継続的なコンバージェンス」という努力に十分な敬意を払っていないということです。

私たちは、実質的な差異が残っているか否か確認しなければなりません。実態面におけるこの種の重要な差異について、私たちはまだ特定していないのです。私たちがこれまでに特定した問題は、中国の状況に特有の問題で、日本についてもいえることかもしれませんが、支配に関するものです。IFRSの考え方ではなくアジア的な考え方にはある「共通支配」について言及があったからです。これは「異なる基準」ではなく「別の基準」です。ある意味、理解できます。基準の適用が適切に行われているかどうかについてもチェックしなければなりません。執行はIFRS財団の仕事ではありませんが、首尾一貫して基準が適用されるように各国基準設定主体と規制当局と連携していきたいと考えているのです。

中国について結論をいうと、ある意味において中国は他の多くの国々より、場合によっては一部の欧州諸国より、IFRSに近づいており、私たちは中国の現実を十分理解していることをどう確認できるか、中国側と協力して考えなければならないということです。それは、中国あるいはその他の国々に理解させる適切な方法を見出さなければならないということなのかもしれません。しかし、

そうであれば、私たちにとってきわめて重大な問題です。なぜなら、中国問題は米国問題とまるで異なるからです。米国の問題は、USGAAPにIFRSとの差異を残しておきたいという問題ですが、中国の場合は明らかにそういう問題ではありません。当然ながら深く掘り下げて分析する必要がありますが、私たちが中国から受け取ったメッセージはそういうことなのです。

そして、歴史を振り返れば、中国における統制経済から市場経済への移行はきわめて短い期間に成し遂げられたわけで、この進化に関する私たちの分析は現実に追いついていないのかもしれないかもしれません。以上が中国に関する私の見解です。

多くの人々と高いレベルの議論ができたことに私は大変勇気づけられていますし、これは大いに考慮すべきことだと思います。この地域には、例えば韓国のように、明確に完全なアドプションを選んでいる国々がたくさんあり、中国も完全なアドプションに近づいているかもしれないからです。日本の経済、立場、制度、これまでIFRS財団できわめて重要な役割を果たしてきた日本のリーダーシップを踏まえると、これは日本にとって検討すべき重要な問題だと思います。

関根 私たちもアジア諸国の動きは色々な意味できわめて重要だと思っています。私は参加していませんが、企業会計審議会の別のグループが12月に中国と韓国を訪問し、各国の担当者と議論してきました。また、インドとも会合（日印フォーラム）を持ちました。

Prada インドにはまだ行っておりませんので、できるだけ早い時期

に訪問したいと思っています。インドは考え方としてはIFRSにかなり近づいていると理解しています。私が思うに、インドの問題は米国の問題に近いように思います。インドにはインドの事情があり、IFRSに近づいているものの差異が残っており、IFRSの方向に進みたいと考えてはいるが現時点ではたどりついていないということだと思います。インドには「主権」の問題があります。これは大変重要で配慮すべき問題であり、理解できます。

中国への訪問で印象深かったのは、中国がこの問題について一切触れなかったことです。彼らは「これについては自国の主権を守りたい」とか、「ある基準をアドプションしない権利がほしい」というようなことを一切口にしませんでした。彼らが言ったのは、「あなた方が新たな基準を出す都度、私たちはその基準を中国の会計基準に組み込む」ということなのです。この違いは重要です。

Byatt コンバージェンスに数多くの異なるアプローチが出てきたということなのではないかと思います。その中で、中国のアプローチはアドプションに近いということでしょう。インドの状況に関する私の理解は、



IFRS財団広報国際担当部長
Mark Byatt氏

IFRSに向けた動きは支持しており、現在、彼らのIFRS戦略をどう進めるかについて決定しようとしているところで、その議論がまだ終了してないということです。私たちはインドから新たな評議員を迎えました¹。彼は、元インド証券取引委員会委員長ですが、インドにおける今後のプロセスで大きな役割を果たしてくれると確信しています。

関根 IFRSへのプロセスが異なるにしても、つまり、アドプションであれ、コンバージェンスであれ、最終的な目標はアドプションであるべきだということですね。

Byatt インドもG20共同声明の重要な署名国ですから、国家元首の指し示す方向は、単一の高品質の会計基準を支持するという事です。

主権の問題についてもう1つ申し上げておきたいことがあります。ほとんどの国がエンドースメントの仕組みを設けているのは、主権を「遮断器」として、国際機関が国内法を設定するという状況を回避するためです。私たちは基準を作成しますが、エンドースメントの仕組みがあることで、各主権国はその基準をアドプションするか否かを自ら決定することができます。私たちがいい仕事をして、幅広く意見聴取し、すべての地域の見解を考慮に入れたならば、エンドースメントの仕組みはほとんど形式だけのものとなるはずですが、各国が自らの会計基準を決める主権を維持するための重要な「遮断器」となるのです。

IV 日本の動向

1 IFRS適用

木下 日本政府、金融庁は2009

年、IFRSのアドプシヨンをに向けたロードマップを公表しました。IFRSアドプシヨンが最終決定になれば、2015年か2016年から強制適用するというものです。

昨年、自見庄三郎金融担当大臣(当時)は、IFRSのアドプシヨン・適用について後ろ向きとられる発言をしました。2015年又は2016年からの強制的なアドプシヨンは行わず、5年から7年程度かけて適用する、又は、最終決定も先送りするというもので、私たちにとっては悩ましい状況です。

実際には、日本の多くの上場企業が既にIFRSアドプシヨンに向けて調査、準備、作業を行っています。もちろん、日本は昨年、東日本大震災を経験し、かつ日本経済は変化し続けており、自見金融担当大臣の発言はそういう背景を踏まえたものです。

しかし、IFRS財団からみて、本当の意味で日本に期待するものは何でしょうか。アドプシヨンの決定でしょうか。

Prada なぜ、もっと簡単に進まないのか私には理解できないのです。その理由は、日本はグローバル化や国際化を強力に支持しているし、あらゆるフォーラムに積極的に参加しているからです。私たちは、IOSCOで日本の仲間と素晴らしい関係の下、ともに働きました。これは、米国のやり方を注視する傾向とは相反します。

歴史的な理由は理解できますし、外交関係がどういふものかも理解しています。しかし、日本から見ると事態は変わったのです。現在、日本の状況を見ても、日本基準、USGAAP、IFRSという3つの会計

基準が存在しています。コスト、比較可能性、首尾一貫性のいずれの方面からみても、これは問題です。なぜこの状況が続いているのかが理解できません。

次に、すべての企業に同一の国際基準を強制適用することに大臣が消極的であるという国内事情は理解できます。私自身、数年前は銀行役員で中小企業向け資金調達に熟知しておりましたので、中小企業の特異性、例えば大企業と中小企業の違いは十分承知しております。欧州でも事情は同じですから分かっていますし、実際、純粋な国内制度については不安定化させたくないのです。

しかし、理解しがたいのは、米国がIFRSを受け入れ、国内的事情でUSGAAPを残そうとしているときに、日本がなぜIFRSとUSGAAPの両方を受け入れるのかということです。

私は、IFRSの主要な対象となる企業について日本が何らかの決定を下すときに、前進するかもしれないと考えています。IFRSの主要な対象企業とは、国際的に競争している上場企業、日本経済の動向をみながら海外の投資家が投資するインデックスに組み入れられている日本企業です。日本が国際的なビジネスと国際市場にコミットしているなら、IFRSに移行するのが自然な流れだと思います。

日本と米国その他の国々との外交関係は理解できますが、私たちがここで話しているのは会計という実に技術的で実務的な、運用に関する問題なのです。そこになぜこうした外交問題が大きく関わってくる必要があるのか理由が分かりません。

それに今日、IFRSを完全にアドプシヨンしている国々の多くは、米

国と関係の深い国々で、外交的に対米関係にきわめて慎重でなければならぬはずで、例えば、イスラエルはIFRSを完全にアドプシヨンしています。そのほかに韓国、オーストラリア、カナダなど、いずれの国も、米国ときわめて緊密な関係にあります。もちろん、会計も重要ですが、それは、性格の異なる重要なものです。

国際的な動きや日本経済の競争力から判断して、日本の市場が迅速にIFRSに移行することは対米関係に何ら害を与えるものではありません。日本と日本企業、そして日本の市場にとってきわめて有益であるとともに、この分野における日本のリーダーシップも維持することができるでしょう。日本はこれまで基準設定プロセスに素晴らしい人材を送り、懸命に取り組み、先導的な役割を果たしてきました。私はなぜ、日本が国内の問題についても考えつつ決定を下すことができないのか不思議でなりません。両方できるはずで、

現在の状況、すなわち震災によって大変な状況に陥っていることは十分理解しています。優先されるべき課題があることは分かっていますが、大臣に会って、やはり同じことをいうことになるでしょう。

フランスがIFRSに移行した当時、私は証券規制当局の立場にありました。フランスは、おそらくEU諸国の中でIFRSへの移行に最も消極的な国でしたが、移行はきわめて順調に行われたとはっきり言うことができます。コストに関する議論はあまり正しい議論ではなかったし、複雑さに関する議論も正しくはなかったのです。フランスの上場企業は、日本に比べて数はかなり少ないものの、

主要な国際企業は難なくIFRSに移行しました。市場でも何も問題は起きませんでした。

ですから、今後5年から7年もの時間を費やし、2015年、2016年、あるいは2017年あたりに決定を下すというのは少し残念で、迅速化すべきだと思います。それが本当に日本経済と日本企業の利益に合うことだと思います。そうすれば比較可能性も、競争力も、リーダーシップも手に入ることができるのです。以上が私の率直な意見です。

Almog 私は、イスラエルの証券庁（ISA）に勤めていましたが、イスラエルがアドプションに踏み切るか否かの判断を迫られたとき、当時の感触は、この決定を下すのにふさわしい時期は存在しないということでした。忙しいとか、何だかんだと、いつも都合が悪いのです。そこで私たちは戦略的決定を行いました。イスラエルと日本ではまるで状況が異なり、イスラエルは日本よりずっと小さな市場です。それでも、異なる言語を持ち、会計言語で国際的な基準と同調しなければならず、少し離れているという点で同じ特徴を持っています。

イスラエルもまた、規制その他の面で米国の影響を大きく受けています。それでも、私がISAにいた当時の長官の任期中に、IFRSへの移行はイスラエルにとって好ましい動きなので、むやみに引き延ばすことなく短期間で移行しようという明確な決定が下され、2年間でやり遂げました。猛烈な反対がありました。財務諸表作成者をはじめ、あらゆる人がこの動きをやめさせようと政治家に働きかけました。私たちは準備を整え、短期間で簡単に、時間を浪費せ

ず、2年間で移行してしまおうとありました。まるっきり同じ経験なのです。皆、大声で反対を唱えていましたが、決断が揺るがないことが分かると、きちんと移行しました。そして今日、当時のことを振り返って、何が起きたかを語る人は誰もいません。皆、IFRSを使い、満足して幸せに暮らしています（笑）。

2 サテライトオフィス

木下 次に、この秋、東京にIFRSのサテライトオフィスが開設されます。このサテライトオフィスに何を期待するか、これをどう活用していくかについて、お話しください。



日本公認会計士協会専務理事

木下俊男氏

Prada ロンドンの外にサテライトオフィスを構えるのは初めてですが、これは、私たちが関係者にもっと働きかける必要があること、各地域の利害に焦点を当てる必要があることを認識している現れです。このオフィスは東京に開設されるわけですが、これは必要な資金のほとんどを拠出してくれた日本側の懐の深さに負うところが大きく、私たちは大変ありがたく思っています。

しかし、これは単に日本だけのためのもではなく、この地域との連携点として活用されるべきものです。

このオフィスにはエグゼクティブオフィサーとテクニカルオフィサーがそれぞれ1名就任することになっていますが、ここで働く人々は、この地域の基準設定主体と緊密に連携しなければなりません。そして、私たちがよりよいアウトリーチを行って、現場に赴く手助けをしていただきたいのです。

彼らはIFRSの日々の機能の中に組み込まれますが、同時に、この地域における他の基準設定機関や利害関係者のあらゆるニーズに配慮する必要があります。したがって、イベントを開催したり、各地に出張したりして、各地の基準設定主体との連携を維持発展していくべきです。グローバルな組織である以上、ロンドンのオフィスで今ある状態のままではいけないことを私たちは認識しています。IASBのスタッフも各ボードメンバーも数々の出張をこなし、各地域の関係者を訪問して議論を重ねるなど、懸命な努力を行っていることも承知していますが、これらは時々行われるイベントでしかなく、思っているほど現地にいられるわけではありません。

そういうわけで、サテライトオフィスの開設はきわめて戦略的な決定で、重要なことなのです。今後、このオフィスがどのように機能していくか、私たちは注意深く見守っていきます。私は、日本の皆さんが有能であることを知っていますので、必ずやうまくいくと確信しています。いわゆる「政治的見地」からすると、各国・地域とよりよい連携を図る必要があることを明確に認識しています。そして、ほんの少し意味合いが違うのですが、新興経済諸国の動向を注視する必要についても理解しています。

つまり、戦略という面では、より現場に近づき、新興経済諸国のニーズにより開かれた体制を作るという2つの大きな政治的展開が、近い将来、起きることになります。

3 IFRS教育

木下 IFRSに関する教育としては、当協会でもIFRS勉強会を開催しています。勉強会では、IASBのアジェンダペーパーを読むわけですが、参加者は、IASBの審議会しながら、IASBのアジェンダペーパーの内容について議論しなければなりません。これは正式なイニシアティブがあるわけではありませんが、当協会の重要な活動の1つです。では、IFRS勉強会に参加されている中村さんから説明をお願いします。

中村 IFRS勉強会は昨年から開催しています。大規模・中規模監査法人の公認会計士合わせて15人程度が参加しています。勉強会は毎月1回開かれ、その月のIASB会議で取り上げられた問題ほぼすべてについて議論します。勉強会は当協会の主催で行われ、IASBで理事を務められていた山田辰己さんが議長を務めています。

勉強会の参加者は、IASB会議のアジェンダペーパーを事前に読んで、勉強会当日は、ASBJのスタッフからアジェンダペーパーの説明を聞き、IASBの理事になったつもりで議論します。

この勉強会は、IASB会議で行われていることを追いかけて、参加者で議論することによって、IFRSの原則や基本を学ぼうとするものです。これは大変重要なことだと考えています。なぜなら、IFRSは原則主義に基づく基準ですので、監査人としては、クライアントに対してこの基



公認会計士

中村 進氏
準の正確な解釈を提供できなければならないからです。

もう1つの目的は、人材育成です。将来、IASB又はその他の組織に参加する能力を身に付けた人材の育成です。これも、日本が今後の基準設定プロセスでその役割と影響力を持ち続けていくために重要なことです。

そういうわけで、日本の監査人は準備万端であるということになります(笑)。

Prada 素晴らしいことです。専門家のサポートなしに成功はあり得ません。人材を教育し、議論に耳を傾け、IFRS基準がどういうものか説明しようとする皆さんの取り組みは、いずれも、間違いなく大いに役立つものです。そして、日本の公認会計士や監査人の利益にも適うのではないかと思います。IFRS基準を理解し、適用し、監査できるということは、公認会計士や監査人にとって国際的な大きな強みになるからです。一方、国内問題だけに取り組んでいたのでは、活躍の場は日本だけです。企業がグローバルに事業展開するグローバル化した世界においては、IFRSに通じた日本人の公認会計士や監査人を抱えられることは、企業が今後発展していく上で、そして、グロー

バル化したシステムに参加していく上で、重要な鍵となるからです。大変よいことだと思います。

ご存知のとおり、評議員会にも教育・コンテンツに関する委員会があり、オーストラリア出身のJeffrey Lucy氏が議長を務めています。この委員会は、各国レベルの教育実施機関との協力関係を構築していますので、きっと皆さんとも緊密に連携していることと思います。何かサポートが必要であれば、いつでもお手伝いできます。

Byatt IASB会議をそこまで念入りにフォローされておられるとは、大変興味深いことです。私たちの取組みをどうすればよりよいものにしていくかのアドバイスがあれば、いつでも歓迎です。

木下 勉強会は、毎月まる2日間かけて真剣に議論します。

関根 基準の適用その他について詳細な議論を行う一方で、若手の監査人の教育はとても重要なことと思っています。そこで、山田辰己氏にも協力してもらい、IFRS教育に取り組んでいます。そのため、山田氏はIASB理事を退任した後も、アジェンダペーパーを読み続けているのです。

Byatt 人材教育は、私たちの戦略レビューにおいても、適切な教育資源を確実に提供し、そうすることで基準適用の首尾一貫性を向上させるためにも、重要な手段であると結論付けられました。

木下 当協会では、IFRSについて会員に対する研修を実施していますが、これはある種の継続的専門教育でもあります。その一方で、会員だけでなく日本企業の方々も対象として、定期的にセミナーを開催し

ています。IFRSに関する教育については、かなり大々的に取り組んでいます。

V 資金調達

木下 IFRS財団として、資金面の構造を強化するために何か計画はお持ちでしょうか。

Prada 私たちの組織が発足した当初に比べれば大きく前進していると思います。IFRS財団が2001年に設立されたとき、設立資金の大部分は大手会計事務所等とおして専門家が負担しており、国別による拠出もなされるべきとの決定が下されました。問題はどうかやって進めるかです。簡単ではありません。大きく進歩したというのは、各国メンバーと概ね同じような取決めができたという点においてです。状況は必ずしも同じではありませんが、多くの場合、各国基準設定主体若しくは何らかの会計組織がIFRS財団と各拠出主体の仲介役を果たしています。

私たちは、各国の拠出がどの程度であるべきかを検討する仕組みを決定しました。主にGDPの規模に応じて定めるというものですが、この点からいうと、今日においては、欧州が最も大きな拠出を行い、2番目が米国、3番目が日本、その後一連の国々が続きます。多くの場合、私たちの仕組みは安定しています。これは今日の欧州についてあてはまることだと思います。米国の場合は、仕組みが何かと複雑なので必ずしもそうではありませんが、私は、GDPは適切な指標だと思います。

これをどう一般化できるか、長期的な資金拠出をどう確保するかは今後の課題です。今日、IFRS財団は

ほぼ毎年のように、次年度の資金を確保すべく交渉しなければならない状況にあります。現在の予算規模は2,500万ポンドくらいです。

明らかなのは、もっと安定的な資金拠出のコミットメントが必要だということです。偶発的な変更で資金不足に陥ることのないよう、例えば、向こう3年間又は5年間の資金拠出を確保しておくべきです。

次に、組織が発展していくと思われ、それに伴い資金も増えなければならないということです。資金援助をいただいている会計事務所に大変感謝しているのですが、理念的な観点からすると、公共の利益のために公共財に関する取組みを行っている国際組織は全額広く募集した資金によって賄われるのが望ましいあり方だと思います。国別に個々の企業や拠出主体から賦課金(levy)によって徴収した資金で賄うということです。

以上が戦略的レビューで検討し、実施したいと考えていることです。

いずれにしても、IFRS財団の運営資金の過半は広く募集した資金によって賄われており、その方法も、GDPに基づいた合理的な方法で行われています。今後、長期的なコミットメントと、広く一般から募集した拠出、そして可能であればさらなる資金の確保を取り付けたいということです。

Almog 基準書の発行、知的所有権(IP)、契約等、潜在的な収入源もあります。ただし、基準の普及をできる限りサポートしなければなりませんので、こうした活動を主たる収入源とするより、広く募集した資金に焦点をあてる方がよいだろうというのが私たちの考えです。基準そのものを普及させたい、なるべく

入手しやすいようにしたいという思いがあるからです。

とはいえ、今ちょうどこれについて検討しているところです。現在の価格設定は私たちの考え方に合致したもののなのですが、それでもずっと何年も据え置きでしたので、おそらく少しは上げてもいいのではないかと思います。

Byatt 私からは、日本の資金調達の仕組みは、私たちが世界の他の地域に出かけたときに資金調達方法の事例として使わせていただいていることを申し上げておきたいと思います。

VI IFRSの将来

関根 IFRSの今後について伺いたいと思います。最初の10年間に比べてそれに続く10年間は随分異なるものになることは承知していますが、IFRS財団評議員会の戦略レビューの中でも特に重要なポイントは何でしょうか。

Prada 1つ目の重要なポイントは、可能な限り速やかなアドプションの実施です。まずは米国と日本です。中国についてはかなりアドプションに近づいていると思いますので、ここでは含めませんが、インドについては対象です。現在、G20諸国の3分の2がIFRSを適用しています。多くの大企業がIFRSに基づく財務報告を行うようになっており、全世界で100か国がIFRSを強制適用又は容認しています。したがって、その総仕上げが第1の目標です。これは今後何年かでやり遂げなければなりません。

2つ目は、基準の設定、適用、執行のつながりに関する問題です。

IFRS財団は、基準の適用と執行に関する問題については審議する権限を持っていません。したがって、もう1つの重要な戦略的展開は、基準の設定、適用、執行に関する問題について対処する関連組織とのネットワークを構築することです。私は、基準の適用と執行については難なく対処できると確信しています。おそらく概念的には、各国基準設定主体との微妙なバランスを保つのは少し難しいと思います。理想としては、各国でIFRSを推進し、基準設定主体にフィードバックしてもらうことで問題を特定し、研究するというかたちで、私たちの枠組みの中に組み入れられればと思います。

実務的というよりは構造的な観点から見た場合、執行は比較的簡単かもしれません。IOSCO、場合によっては、各地域の主要な規制当局とのつながりを構築する方が容易かもしれません。今日のEUを例に挙げてみましょう。EUレベルの基準設定主体がないと先ほど申し上げましたが、欧州証券市場監督庁（ESMA）という欧州の証券規制当局の集合体のような組織があり、私はこの組織作りに大きく関わってきました。まず1997年にパリで、いわゆる欧州証券委員会フォーラム（FESCO）と称されるグループが創設されました。Tommaso Padoa-Schioppa氏がFESCOの初代議長として1997年に就任しました。その後、FESCOの業務は欧州証券監督者委員会（CESR）に引き継がれ、CESRを発展継承するかたちでESMAが創設されました。ESMAには、財務情報と会計に関する問題に専念して取り組んでいるチームがあり、私たちは、欧州ですべてが順調にいくようにす

るにはどうすればいいか、彼らと協力して考えなければなりません。構造的なつながりという観点からすると、証券規制当局との協力関係の構築はきわめて簡単にできると思います。

監査人や会計士との連携という問題もあります。監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）は発足したばかりの組織です。監査の管理については、さまざまなレベルでの展開があります。

国際的にも数々の問題があります。世界各国の会計監視委員会はどのように協力していくのか。会計基準をどう執行するかという問題について、各国の会計監視委員会や証券規制当局はどう取り組めばいいのか。これは簡単な問題ではありませんが、私たちが今後取り組まなければならない2つ目の重要課題です。

3つ目の重要なポイントは、新興市場諸国のニーズに耳を傾けることです。これまでは主として主要市場の主要企業に焦点が当てられてきました。それがグローバル化の最優先課題だったからです。しかし、新興市場諸国が発展し、資本市場の発展に大きな役割を果たすようになるにつれ、これらの国々のニーズに耳を傾けることがきわめて重要になってきました。実際、IASBがこのアジェンダプロセスを作成するに当たり、幅広く各方面から数々の意見が寄せられました。IASBでは主要な結論についても関係各方面から意見を聴取することを考えており、近くペーパーが公表されるはずですが、その上で、関係者から寄せられた意見をまた吟味します。ちなみに一部の先進国についてもいえることですが、新興市場諸国には特有のニーズがあるようです。例えば、採掘業がきわめ

て重要な問題になっています。農業も重要性が高まっています。まずは問題を調べるのが優先事項です。

そして、まださほど重要性が高まってはいませんが、中小企業向けIFRS（IFRS for SMEs）の改訂に取り掛かっています。先ほど国内における懸念と国際的なアプローチの間の矛盾についてお話ししましたが、おそらく、これがその問題に対する解決策になるのではないかと思います。先進国と新興市場諸国の中小企業が受け入れられるような基準を提供できたら、世界の発展を促すことができるかもしれません。現時点では明らかに大企業や国際的な企業、上場企業にばかり目がいきますが、この分野においても、ある種の連続性が存在するべきです。多くの国々において、そして、私自身の国においても、中小企業が問題になっています。中小企業をいかにして金融システムに取り込むか、すなわち、銀行が大きな役割を果たす純粋な間接金融のシステムを離れて、最も活力に満ちた成長企業が直接市場から資金調達できるシステムに向かうのをどう後押しするかということです。これについては、おそらく、私たちよりも米国の方がうまくやっていると思います。まず、米国で上場している企業の数をみても、中小企業の占める割合は欧州のほとんどの国よりもはるかに高いことが分かります。そして、欧州では中規模企業向けの市場をどうするかという問題にずいぶんと頭を悩ませてきました。IFRS財団としては、おそらく中小企業向けIFRSの作成というかたちで、この問題に貢献できると考えています。以上が私の念頭にある主要項目です。

Byatt アジェンダコンサルテーション

ンについて言及がありましたが、これはきわめて重要な取組みでした。3年に1度、将来のアジェンダについて広く公から意見を聴取するものですが、実に質の高い意見が寄せられています。Hans Hoogervorst議長はたびたび日本から寄せられる意見の質の高さに言及しています。実際、アジェンダコンサルテーションに質の高い情報提供をしてくれる国として、議長はいつも日本を例に挙げています。

是非、これをお伝えしておきたいのですが、Hansは、1月にロシアで行った講演で、さらに3月にメキシコで行った講演でも、共通支配下の企業結合はIASBの将来のアジェンダを構成する要素の1つになると述べています。先ほどMichelが言ったとおり、これはこの地域においてきわめて重要なトピックです。

Almog IASBは遅れているコンバージェンス・プロジェクトで多忙を極めています。そして、アジェンダコンサルテーションに関するフィードバックを求める各国・地域のニーズを満たし、既にIFRSをアドプションしている国々を維持し、そのニーズに応えるため、さらには、現時点ではIFRSで対処しきれていないが今後対処していかなければならないニーズに応えるためにも、このプロジェクトを完了させることは、優先順位の高い課題なのです。つまり、短期的には、コンバージェンス・プロジェクトを終え、IASBが他の課題に取り組む時間を持てるようになることがきわめて重要な優先課題だということです。

関根 優先順序がよく分かりました。どういう形で実施されていくのか、そしてネットワーク作りや、

どういふアジェンダがより好ましいかということも含め、さまざまな重要課題について、今後の動きに注目していきます。

VII ガバナンス

山崎 次に私からお伺いしたいのは、規制当局との関係についてです。IFRS財団のガバナンスについて、モニタリング・ボードを頂点とする三層構造はよいと思うのですが、現在、モニタリング・ボードは少数組織です。今後、IASB又はIFRS財団が多く国の規制当局と連携していくとなると、当然この構造も変わる必要があると思うのですが、これについては議論する予定はあるのでしょうか。



日本公認会計士協会会長
山崎彰三氏

Prada モニタリング・ボードのメンバーでどういう議論がなされているかについては、私は当事者ではないので詳しく知りませんが、とりあえず当面は三層構造の原則は揺るぎないし、変わることはないだろうと思います。

2つの考え方があります。1つは、規制当局への対応についてです。モニタリング・ボードの報告書に明記されているのは、金融システムの監

督・監視は、各市場を監督する当局の手に委ねるべきであるということです。私はその見解に共感しておりますが、グローバルな視点でいうと、監督規制当局との関係をどうするかという問題が出てきます。なぜこのようなことを言うかという、今回の金融危機の根っこにあった2つの現象に若干の懸念を感じているからです。1つは、私たちがこれまでに行ってきた会計に関する議論は、金融機関の会計を念頭に置いた議論にすぎなかったということです。危機という要因があったことから、公正価値会計や金融商品等に関する議論も含め、これまで私たちが行ってきた議論はすべて、監督規制当局にとって最重要問題だったわけですが、問題なのは、会計が監督規制の手段として使われるリスクがある、又は、そのリスクがあったということです。それが正しいアプローチだとは思えないのです。

何とか監督規制当局との適切なバランスを見出せたのではないかと私は思っています。つまり、我々は互いに協力しており、監督規制当局はモニタリング・ボードに参加し、バーゼル委員会はそのオブザーバーであるけれど、両者は別物であるということです。監督規制は1つの確立された専門技術であり、マクロ経済、金融安定化、金融機関の強靱性に関する問題に対処するもので、会計とは別個のものです。会計は、監督規制当局が現実を理解できるような情報を提供しますが、監督規制当局は監督規制目的のために会計に影響を及ぼすべきではありません。金融危機諮問グループでダイナミックプロビジョニング、より具体的には景気変動抑制的な引当金について、バー

ゼル委員会の代表者と激しい議論を戦わせたのを覚えていらっしゃると思います。あの議論においては、金融機関が好況期にはバッファを積み増して、景気が悪化して不況に陥ったときに問題に対処できるよう備えておくべきか否かについては、彼らが決めるべき問題ではあるが、マクロレベルで経済を管理するのは会計担当者の仕事ではないこと、さらに、実態がいかなる状況にあらうと、各社の業績と財務状況がどうなっているか可能な限り綿密に実態に注目するだろうということを説明し、最終的に納得してもらいました。これは大変難しい議論でした。概念的に解決は容易ではないからです。

2つ目は、私たちは金融及び金融機関の問題から少し離れつつあるということです。製造業や観光、エネルギー、運輸、その他もろもろ、経済全般に焦点を引き戻さなければなりません。危機下において金融機関の財務状況がいかに重要だったかは承知していますが、会計は、金融機関の監督規制手段に関する問題だけに没頭すべきではありません。

私たちと規制当局との関係はかなり明確だと思います。証券規制当局に身を置いていた者として、本当にそう思います。監督という観点からすると、証券規制当局との連携が最も重要だと思います。なぜなら、情報の非対称性、情報の質、情報の透明性、さらには、財務諸表がどのような構成で、どのように作成され、提示されるかといった問題に直面しているのは、ほかならぬ証券規制当局だからです。したがって、私たちにとっての最優先課題は、監督規制当局と協力したいという意識を持って、強固な協力関係を構築すること

です。このことをなぜ強調しておきたいかという、歴史に照らして物事をみると、時代ごとにさまざまな優先順位を経験してきたことが強みになります。2000年代の初めに、銀行に関する議論はありませんでした。私たちはエンロンやワールドコムやパルマラットについて大いに議論し、産業、商業、サービス部門の企業の会計をどうするかで議論の焦点でした。

2008年以降は、金融危機の影響で、金融機関が議論の中心になりました。そろそろ原点に立ち戻り、経済全体、そして業種にかかわらず企業のニーズがどうなっているのか、調べる必要があります。現在想定している主要検討項目として、複雑な金融商品の問題も含まれており、これについては現在、収益認識について議論しているところですが、そのほかにリース会計、採掘業、農業といった少し違う問題も含まれています。

VIII おわりに

山崎 ありがとうございます。最後に日本の公認会計士にひと言お願いします。

Prada 国境の向こうを見よ！
グローバルであれ!!

山崎 いい言葉ですね。本日はお忙しい中お時間をいただきありがとうございました。

<注>

- 1 2012年2月にC. B. Bhavne氏が評議員に就任している。

教材コード	J020661
研修コード	2103
履修単位	2単位